

補助金調書

補助金名	国際交流財団補助金			担当課 (連絡先)	総務企画局国際部国際政策課 (TEL092-711-4022)
交付先	団体	公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期		—	
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行うことのできる団体が限定されており、公募制に馴染まないため。				
補助開始年度	昭和62	年度	経過年数	35	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 産学官及び市民で設立された公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団は、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、もって、地域の発展などを目的として、各種事業を実施している。この地域の国際化の推進母体であるという特性を生かした事業に対して補助することにより、地域一体となった福岡市の国際化を推進するもの。</p> <p>【補助対象事業】 (1)財団が実施する次に掲げる事業費 ア 市民の国際交流を促進する事業 イ 在住外国人及び外国人学生を支援する事業 ウ グローバル人材を育成する事業 エ その他、市長が必要と認める事業 (2)財団の管理運営経費</p>				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	<p>①福岡市は、「生活者としての外国人」が増加するなか、外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりやグローバル人材の育成と活躍の場づくりを進めていくことが求められている。福岡市内には、総務省から認定された「地域国際化協会」として、「(公財)福岡よかトピア国際交流財団」と「(公財)福岡県国際交流センター」の2つがあるが、唯一、基礎自治体としての窓口業務(福岡市に根付いた情報発信や相談業務)や市民レベルの国際交流の場を提供し、市民に還元できるのは(公財)福岡よかトピア国際交流財団だけであり、同財団の必要性、その事業の公益性は増している。</p> <p>②今後も、増加し続ける「生活者としての外国人」や日本語や英語が通じない母語のみの外国人への対応、地域の国際交流等、時代のニーズに合わせた施策を、地域一体となって取り組む必要があるため、本事業の継続が必要である。</p> <p>③なお、本事業は、同財団が、産学官及び市民で設立された特性をいかし、福岡市とは独立して企画・実施しており、補助金による支出が適切かつ効果的である。</p>				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記補助対象事業を財団が遂行するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる財団の収入で賄う経費を除き、予算の範囲内で市長が定める。</p> <p>(1)資産から生ずる収入 (2)他団体の補助金及び負担金 (3)事業に伴う収入 (4)寄附金品 (5)前各号に掲げる収入のほか、市長が特に認めるもの</p>			

【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】

福岡よかトピア国際交流財団は、67団体が登録する福岡国際関係団体連絡会(FUKU-NET)を運営するなど、間接補助金の交付先である民間の国際交流団体について日常的に把握し、連携を図っている。そのため、福岡市と比較して効率的に助成の審査業務を行うことができることから、間接補助としている。

【再交付の配分基準・審査基準①】

財団が国際交流活動助成において間接補助金を交付する場合は、次の各号に定める交付基準・審査基準に基づいた交付を実施する。

- (1) 間接補助金交付の対象となる事業は、次のものとする。
 - ア 福岡都市圏において実施され、市民の国際交流・国際理解・国際協力等に寄与し、かつ広く一般市民が参加できる事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 市民と外国人との相互理解を促進する交流事業
 - ② 市民の国際理解の促進を目的とする講演会、シンポジウム、外国文化理解講座等の事業
 - ③ 在住外国人を支援する事業
 - ④ 国際協力を行う事業、または国際協力の人材育成や理解促進等国際協力に寄与する事業
 - イ 海外において実施される市民の国際交流・国際理解・国際協力等に寄与する事業で広く市民を対象とするもの又は現地の市民と広く交流が行われるもの
 - ウ その他市長が福岡都市圏の国際化に資すると認める事業
- (2) 間接補助金の額は、一般型は助成対象経費の2分の1以内で、1件あたり30万円以内。チャレンジ応援型は助成対象経費の8割以内で、1件あたり10万円以内を限度とする。ただし、食糧費、人件費その他の団体を運営する経費は助成対象としない。
- (3) 財団は、交付先団体において実施される間接補助事業について、以下の書類に基づき、その成果を審査すること。
 - ア 事業計画書
 - イ 事業実績報告書
 - ウ 事業の経過又は成果を証する書類及び写真等
 - エ 事業収支予算書
 - オ 収支決算書及び領収書のコピー等
 - カ 交付先団体の概要書
 - キ 交付先団体の前年度の活動実績
 - ク 交付先団体の前年度の収支計算書

(間接補助の場合)
間接補助とする理由
及び再交付先への配
分基準、審査基準

【再交付の配分基準・審査基準②】

財団が国際交流活動人材育成助成において間接補助金を交付する場合は、次の各号に定める交付基準・審査基準に基づいた交付を実施する。

- (1) 間接補助金交付の対象となる経費は、交付先団体の運営従事者が、当該団体の発展または目的達成のために必要とする講座・セミナー・研修会等を受講する場合の受講費用、交通費、宿泊費とする。ただし、次に該当するものは対象外とする。
 - ア 当該団体が主催する講座等を受講する場合
 - イ 講座等の開催地が福岡都市圏内の場合の交通費・宿泊費
- (2) 間接補助金の額は、助成対象経費の全額とし、1団体あたり当該年度の助成額は2万円を限度とする。
- (3) 財団は、交付先団体において実施される間接補助事業について、以下の書類に基づき、その成果を審査すること。
 - ア 受講した講座等の主催者・内容・受講料が確認できる書類
 - イ 受講報告書
 - ウ 受講した講座等の主催者による受講を証明する書類(受講票、受付票等)の原本及びコピー
 - エ 助成対象経費の領収書の原本及びコピー
 - オ 交付先団体の概要書
 - カ 交付先団体の前年度の活動実績
 - キ 交付先団体の前年度の収支計算書

交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1 件	1 件	1 件
千円	98,754 千円	(107,498) 千円	106,163 千円	105,029 千円

<p>前年度補助事業 の主な実施概要</p>	<p>(1)市民の国際交流を促進する事業 国際交流ボランティア活動を促進し、市民の国際理解や国際感覚を涵養するためのホームステイ・ホームビジット、語学ボランティアの紹介等を行う「ボランティア交流推進」、スピーチコンテスト、国際理解教育講師の派遣等を行う「語学等を通じた国際理解」、国際交流・協力団体間の連携を図る福岡国際関係団体連絡会などの「国際交流団体のネットワーク推進等」の事業を行った。</p> <p>(2)在住外国人及び外国人学生を支援する事業 外国人にも住みやすく活動しやすいまちにするため、福岡市国際会館における外国人や市民のための窓口相談、外国語情報紙の発行、ホームページやメールマガジン等による情報提供などの「一般相談・情報提供」、「外国人向け広報ラジオ番組」、「在住外国人へのマナー紹介」、外国人向けに法律相談や心理カウンセリング等を実施する「外国人専門相談」等の事業を行った。 また、「福岡市国際会館管理運営」、市民と留学生との交流事業を行う「『あったか福岡』外国人学生支援プログラム」等を実施した。</p> <p>(3)グローバル人材を育成する事業 国際社会で活躍できるグローバル人材を育成するため、「福岡市国際財団奨学金」、「日本人大学生留学奨学金」を支給するとともに、企業と奨学金受給者との交流を行う「留学生と企業との交流サロン」を実施した。</p>
<p>補助金交付 による効果</p>	<p>地域の国際化を促進するためには、地域の国際交流の本来の担い手である民間団体や住民が国際交流に積極的に関与することが必要である。福岡よかトピア国際交流財団は、国際交流の促進により地域の発展と国際平和に寄与することを目的として、産学官及び市民が協力して設立した財団であり、行政と市民・企業等との橋渡しの役割を持っているため、同財団が補助金により、地域一体となって本市の国際化を推進することは効果的である。</p> <p>具体的には、上記の主な実施概要のとおり、福岡市国際会館での相談業務やホームページで情報提供、留学生の生活支援、各種市民交流事業等を行うことにより、市民の国際理解が深まり、福岡市の国際化に寄与している。</p>

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。